

嘉手納基地所属 F 15 戦闘機の飛行再開に対する意見書

昨年 11 月の米国ミズリー州での F 15 戦闘機墜落事故を受け、機体構造に欠陥があることが明らかになり、検査のため飛行停止になっていた米空軍嘉手納基地所属の F 15 戦闘機が 1 月 14 日から飛行を再開した。

同戦闘機は、平成 17 年に本市伊計島沖で墜落事故を起こしており、これまでも幾度となく墜落事故を起こすなどのトラブルが多く発生している。そのような中、明らかに機体の老朽化や構造的欠陥が指摘されているにもかかわらず、太平洋空軍司令官は、F 15 戦闘機の飛行運用再開について「義務付けられた全ての整備点検を終了したので、飛行再開を許可した」とのことであるが、飛行再開直後に 2 機の緊急着陸が確認されている。今回の F 15 戦闘機の飛行再開は、うるま市民を始め嘉手納基地周辺住民の不安を助長するばかりか、さらに恐怖心を与えるものであり到底容認できるものではない。

米空軍は、これまでも事故原因を確定できない段階で飛行再開を決定してきたが、今回も詳細な事故原因、安全対策を公表しないまま、強行に飛行を再開したことは危険極まりなく、住民感情を顧みない訓練優先の米軍の姿勢であり、強い憤りを覚える。

よって、うるま市議会は、県民や市民の生命・財産、安全を守る立場から F 15 戦闘機の飛行再開に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要求する。

記

1. 機体の構造的欠陥が指摘される F 15 戦闘機を嘉手納基地から即時撤去すること。
 2. 嘉手納基地での負担軽減を速やかに実施すること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 2 月 1 日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長